

第 1 部 総 則

第 1 章 総 則
第 2 章 基本方針

第1章 総則

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、宮古島市の防災対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- 1 宮古島市の防災対策に関する指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

- (1) 第1部 総則
本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項
- (2) 第2部 災害予防計画
地震・津波対策及び風水害等対策に関する予防計画
- (3) 第3部 災害応急対策計画
地震・津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画
- (4) 第4部 災害復旧・復興計画
地震・津波対策、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する復旧・復興計画
- (5) 参考資料
各編に係る資料・様式

- 参考資料 4-1 宮古島市防災会議条例
参考資料 4-2 宮古島市防災会議委員名簿
参考資料 4-3 宮古島市防災会議運営要綱

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 市防災計画：宮古島市地域防災計画をいう。
- 4 市本部：宮古島市災害対策本部をいう。
- 5 市本部長：宮古島市災害対策本部長をいう。
- 6 県防災計画：沖縄県地域防災計画をいう。
- 7 県本部：沖縄県災害対策本部をいう。
- 8 県本部長：沖縄県災害対策本部長をいう。
- 9 県地方本部：沖縄県宮古地方本部をいう。
- 10 県地方本部長：沖縄県宮古地方本部長をいう。

第3節 市の概況

1 自然的条件

(1) 位置と地勢

宮古島市は、北緯24° 48′、東経125° 17′（市役所）に位置し、石垣島の東北約130キロ圏域、沖縄本島（那覇市）の南西290キロ圏域にある。

市の総面積は204.49km²で、大小6つの島（宮古島、池間島、大神島、伊良部島、下地島、来間島）からなり、平成27年に伊良部大橋が開通し、大神島を除き5つの橋梁で結ばれることになる。そのうち宮古島が158.25km²で最も大きく、総面積の約70%を占めている。

(2) 地形・地質

地形は、山岳部は少なく最も高い地点の標高は113mとなっており、又大きな河川・湖沼などもなく、全体的に概ね平坦で低い台地状を呈している。

地質は、ほとんど隆起サンゴ礁を母岩とする琉球石灰岩からなり、砂岩と沈泥状の泥板岩が重なり合ったブロックで形成されている。

土壌は島尻マージの他、一部にジャーガル、沖積土壌が見られ、弱アルカリ性又は中性で粘土とロームを含み、石灰岩の混入した石質粘土やその他数種の粘土が広範囲分布している。

(3) 気象

宮古島地方は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属し、四季を通して暖かい気候で、年平均気温は摂氏23.6度、年平均湿度の平年値は77%、年間降水量の平年値は2021.0mm、平均風速は4.7m/sとなっている。

5月上旬ごろから6月下旬までは梅雨期で、年降水量のおよそ20%がこの時期に降り、梅雨が明けると本格的な夏が訪れ、夏から秋は台風シーズンで、特に8～9月ごろ台風が接近する傾向がある。昭和34年9月15日の宮古島台風（サラ）は、日最低海面気圧908.1hPaで、全国で歴代2位を記録。昭和41年9月5日の第2宮古島台風（コラ）は、最大瞬間風速85.3m/sで全国で第1位を記録している。さらに、昭和43年9月22日の第3宮古島台風（デラ）は、最大瞬間風速79.8 m/s で全国で歴代3位を記録している。

近年では、平成15年9月10日に台風第14号（マエミー）が接近し、10日17時頃から11日17時頃にかけて約24時間暴風域に入り、11日3時00分に最大風速38.4 m/s、11日3時12分に最大瞬間風速74.1 m/s（沖縄県内で歴代4位、全国で歴代7位）、11日4時12分に日最低海面気圧912.0hPa（沖縄県内で歴代2位、全国で歴代4位）を観測した。また、11日6時21分に1時間降水量58.5mmを観測し、9日00時から12日24時までの総降水量は470mmに達し、サラ、コラ、デラ以来の記録を更新した。

※ 降水量や風速は、宮古島地方気象台での観測値である。

第1部 総則 第1章 総則

宮古島市における主な気象要素の平年値（年・月ごとの値）

要素	気温 (°C)			降水量 (mm)	相対湿度 (%)	風向・風速 (m/s)		日照時間 (時間)
	平均	最高	最低	合計	平均	平均風速	最多風向	合計
統計期間	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1981 ～ 2010	1990 ～ 2010	1981 ～ 2010
1月	18.0	20.4	16.0	130.8	72	4.9	北北東	86.4
2月	18.3	20.9	16.2	141.3	75	4.9	北北東	82.6
3月	20.0	22.7	17.7	137.8	77	4.6	北北東	112.0
4月	22.4	25.1	20.2	160.3	80	4.4	北東	123.2
5月	24.8	27.5	22.7	207.7	82	4.1	南	151.1
6月	27.2	29.9	25.2	185.5	84	4.5	南南西	191.9
7月	28.7	31.6	26.6	130.8	80	4.4	南南西	246.7
8月	28.5	31.2	26.3	262.5	80	4.3	南	220.5
9月	27.4	30.0	25.3	230.0	79	4.6	北東	184.6
10月	25.4	27.8	23.6	156.2	75	5.2	北東	153.8
11月	22.7	25.0	20.8	146.9	73	5.4	北東	112.0
12月	19.7	22.0	17.8	131.3	70	5.2	北北東	101.3
年	23.6	26.2	21.6	2021.0	77	4.7	北東	1766.2

宮古島市における観測史上1～5位の値

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計 期間
日最低海面気圧 (hPa)	908.1 (1959/ 9/15)	912.0 (2003/ 9/11)	928.9 (1966/ 9/ 5)	934.1 (1956/ 8/ 1)	942.5 (1968/ 9/23)	1938/ 1 2013/ 8
日降水量(mm)	401.9 (1955/10/18)	340.4 (1949/ 7/30)	331.7 (1942/ 6/23)	322.0 (1985/ 8/16)	285.0 (2003/ 9/11)	1938/ 1 2013/ 8
日最大10分間 降水量(mm)	33.0 (1968/ 6/ 9)	31.2 (1951/ 4/ 3)	30.0 (1970/ 4/19)	27.5 (1980/ 4/20)	26.4 (1942/ 6/23)	1940/ 1 2013/ 8
日最大1時間 降水量(mm)	138.0 (1970/ 4/19)	112.5 (1970/ 4/18)	106.0 (1938/ 4/20)	100.2 (1955/10/18)	95.5 (1996/ 5/31)	1938/ 1 2013/ 8
月最大24時間 降水量(mm)	417.5 (1985/ 8/16)	402.5 (2003/ 9/11)	291.5 (1979/ 8/15)	284.0 (1988/ 4/28)	271.0 (1986/11/ 1)	1971/ 1 2013/ 8
年降水量の 多い方から(mm)	3242.8 (1966)	3003.6 (1951)	2981.6 (1959)	2963.2 (1955)	2934.0 (1985)	1938年 2012年
日最大風速・風向 (m/s)	北東 60.8 (1966/ 9/ 5)	北東 54.3 (1968/ 9/23)	北東 54.0 (1968/ 9/22)	南西 53.0 (1959/ 9/15)	西 47.5 (1957/ 9/25)	1938/ 1 2013/ 8
日最大瞬間 風速・風向(m/s)	北東 85.3 (1966/ 9/ 5)	北東 79.8 (1968/ 9/22)	北北東 78.0 (1968/ 9/23)	北 74.1 (2003/ 9/11)	北北東 70.0 (1950/ 6/23)	1938/ 1 2013/ 8

(宮古島地方気象台での観測値、2013年8月現在)

2 社会的条件

(1) 人口

本市は、平成17年10月1日の市町村合併（平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町）により誕生した。人口は、平成22年国勢調査によると、52,039人となっている。これは、前回（平成17年）調査時の53,493人に比べ1,454人、2.71%減少となっており、県内でもっとも人口減少数の大きい市となっている。

なお、平成22年10月現在、本市は過疎地域指定となっており、年齢構成でも65歳以上の高齢者が23.2%（県平均17.4%）を占め、高齢化が進んでいる。

(2) 交通

本市と沖縄本島及び本土との人的・物的輸送は、救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点に指定されている宮古空港及び平良港が担っている。

平良地域は、宮古島における商工都市としての発展を背景に、人口の市街地集中化が進み、自動車交通の激増による市街地への車両の大量流入が著しい。道路は、主要地方道平良城辺線（平良袖山入口～郡農協前）、一般県道平良新里線（平良～袖山入口）、一般県道高野西里線（平良港～平良、郡農協前～空港）が、県の第1次緊急輸送道路となっている。

また、それ以外の地域は、平良市街地中心部を起点に県道平良・城辺線、保良・西里線、平良・新里線が走っている。

市道は、総延長986,093mで特に市街地は幅員が狭隘で歩道設置が進まず、ラッシュ時における交通渋滞が深刻さを増している。

第4節 災害の想定

本計画は、本市の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年八重山地方大地震の大津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

ア 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号 コラ）

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、3～6日）
負傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

イ 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、9～12日）
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

(2) 高潮（浸水想定）

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成18年度に本島沿岸域、平成19年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、本市に係る予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
宮古・八重山諸島	①宮古島の真上を北上 ②宮古島の西側を北上 ③石垣島と西表島の間を北上 ④西表島の西側を北上 ⑤宮古・八重山諸島の南側を西進	海岸に沿う低地で、大きく浸水が広がる。

参考資料1-1 重要水防区域内・外の危険予想区域の現況

(3) 土砂災害（危険箇所・区域）

本市にはがけ崩れ、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所は以下に示す4箇所である。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

市内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合計
土砂災害危険箇所 (国土交通省、平成14年度)	2	0	2	4
土砂災害警戒区域 (国土交通省、平成23年度)	0	0	0	0
山地災害危険地区 (林野庁、平成19年度)	2	0	1	3

(注)土砂災害警戒区域は基礎調査が進行中のため、今後土砂災害危険箇所の数と同程度に増加する見込みである。

参考資料1-2 土砂災害危険箇所の現況

参考資料1-3 山地荒廃の現況(山地災害危険地区一覧)

2 地震及び津波の被害想定

地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」(平成21年度)に基づき、本市に係る被害予測の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある13地震のうち、本地域に比較的大きな被害が予測されたものを以下に示す。

なお、最大震度は、内陸型地震である宮古島断層地震で6強、海溝型地震では石垣島東方沖地震で6強、宮古島東方沖地震で6弱と予測される。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴(予測最大震度)	備考
宮古島東方沖(C04W)	海溝型	7.8	宮古島・池間島・大神島において震度が強い(6弱)	平成18・19年度沖縄県津波・高潮被害想定調査より
石垣島東方沖(NM11)	海溝型	7.8	宮古島・石垣島・西表島・多良間島において震度が強い(6強)	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い(6強)	平成21年度に新規設定

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度(地震動)、液状化危険度、建築物被害、出火・延焼、人的被害、交通施設被害、ライフライン被害及び津波被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、次のように設定している。

- ア 出火・延焼は、夏季及び冬季並びに昼及び夕方とし、危険度の高い時刻(11~13時及び17~19時)を選定
- イ 人的被害は、夏季及び冬季並びに昼間及び夜間とし、昼間一般に活動している時間帯と夜間自宅に居住する時間帯
- ウ ライフライン(電力、通信施設等)の被害は、地震火災の影響が最も大きくなる冬の夕方

(3) 予測結果の概要

津波被害のある海溝型地震である、宮古島東方沖地震と石垣島東方沖地震、津波被害のない想定である、宮古島断層地震を想定した場合の市域における被害量(冬の夕方)は、以下のとおりである。

ア 宮古島東方沖地震(C04W)

宮古島の大部分や伊良部島の東部で震度6弱が想定されるほか、伊良部島西部及び下地島などで震度5強が想定される。

第1部 総則 第1章 総則

液状化については、宮古島の一部に液状化の危険度が極めて高い地区が見られる。
建物被害は、宮古島市で全壊約 560 棟、半壊約 1,900 棟の被害発生が予想される。
火災は、4 件の炎上出火が想定され、うち 2 棟が焼失するが、市街地延焼には至らないと想定される。

人的被害は、宮古島市で死者約 40 名、重傷者約 80 名、軽傷者約 1,500 名、避難者約 6,000 名と想定される。

津波は、宮古島や多良間島の一部で高さ 5 m 以上が想定される。

イ 石垣島東方沖地震(NM11)

宮古島で震度 6 強が想定される。

液状化については、宮古島の一部に液状化の危険度が高い地区がみられる。

建物被害は、宮古島市で全壊が約 70 棟、半壊約 410 棟と想定されている。

火災は、1 件の炎上出火が想定され、焼失はなく、市街地延焼には至らないと想定される。

人的被害は、宮古島市で死者約 40 名、重傷者約 25 名、軽傷者約 470 名、避難者約 1,000 名と想定される。

津波は、先島諸島の広い範囲で高さ 5 m 以上が想定される。

ウ 宮古島断層地震

震源に近い宮古島で震度 6 弱～6 強が想定されるほか、伊良部島東部で震度 6 弱が想定される。その他の地域では伊良部島西部および下地島などで震度 5 強が想定される。

液状化については、宮古島の一部に液状化の危険度が極めて高い地区が見られる。

建物被害は、宮古島市で全壊が約 1,800 棟、半壊が約 3,500 棟と想定される。

火災は、10 件の炎上出火が想定され、うち 8 棟が焼失するが、市街地延焼には至らないと想定される。

人的被害は、宮古島市で死者約 40 名、重傷者約 140 名、軽傷者約 2,690 名、避難者約 13,000 名と想定される。

参考資料 5-1 気象庁震度階級関連解説表

市域における地震・津波被害量予測一覧

被害想定項目				想定地震			
				宮古島東方沖 (C04W)	石垣島東方沖 (NM11)	宮古島断層	
建物被害 棟数	地震動・ 液状化	全壊	(棟)	558	52	1,831	
		半壊	(棟)	1,913	400	3,499	
	津波	全壊	(棟)	4	15	-	
		半壊	(棟)	4	11	-	
出火・延焼 被害	出火件数		(件)	4	1	10	
	焼失棟数		(棟)	2	0	8	
人的被害	建物被害・ 火災等	死者数		(人)	14	1	43
		負傷 者数	重傷	(人)	78	23	139
			軽傷	(人)	1,525	465	2,688
	避難者数		(人)	5,821	1,077	12,504	
	津波	死者数		(人)	23	39	-
		負傷 者数	重傷	(人)	1	2	-
軽傷			(人)	1	5	-	
ライフライン	断水人口		(人)	51,752	47,296	51,754	
	停電戸数		(戸)	3,453	1,452	5,322	
	電話支障		(回線)	1,232	82	4,188	

注) 上記の表の数値は11ページ記載の「切迫性の高い津波浸水想定」に基づくものである。

注) 宮古島断層地震は、津波による被害想定を実施していない。

出典：沖縄県地震被害想定調査報告書（概要版）平成22年3月沖縄県

(4) 市町村一律の直下型地震について

(1)の想定地震は、本市において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、県では県内市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード 6.9 の地震を想定し、震度、液状化、建物被害を予測している。

3 津波の浸水想定

(1) 津波浸水想定

本県の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

ア 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度)の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度)津波浸水想定モデル一覧

	波源位置 (モデル名)	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	宮古島東方沖 (C04W)	80km	40km	4m	7.8
②	宮古島南東沖 (D06N)	80km	40km	4m	7.8
③	宮古島西方沖 (C05E)	80km	40km	4m	7.8
④	石垣島東方沖 1 (C06W)	80km	40km	4m	7.8
⑤	石垣島東方沖 2 (NM11)	60km	30km	20m	8.0
		40km	20km	20m	7.7
⑥	石垣島南方沖 (IM00)	15km	10km	90m	(※2)
⑦	石垣島北西沖 (A03N)	80km	40km	4m	7.8
⑧	与那国島北方沖 (A01N)	80km	40km	4m	7.8
⑨	与那国島南方沖 (GYAK)	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

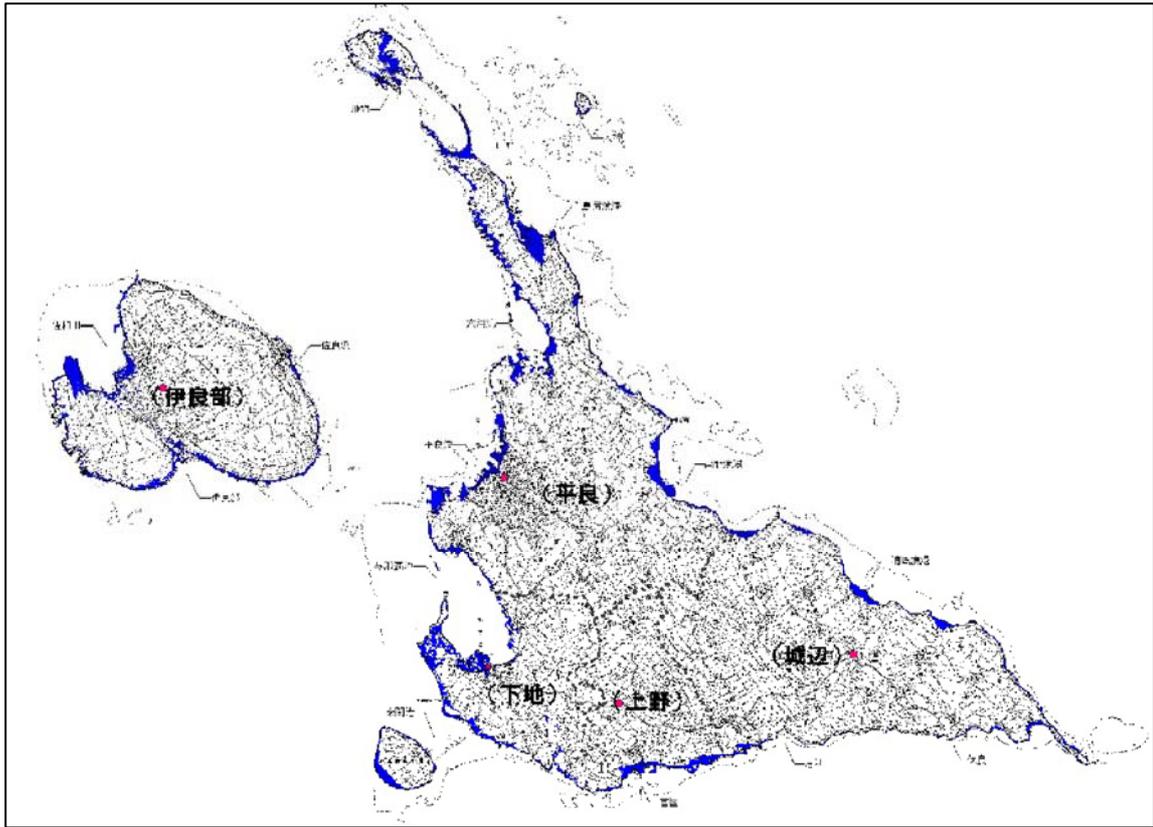
「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間

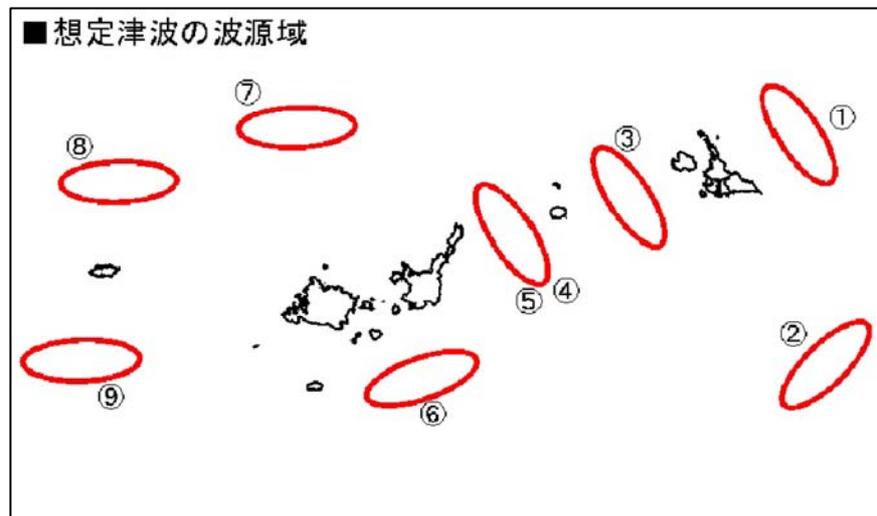
「津波到達時間」津波第 1 波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

「最大遡上高」津波が到達する最も高い標高

切迫性の高い津波浸水想定結果(宮古・八重山諸島沿岸域)



市町村名	島名	代表地点	沿岸 の 最大 水位 (m)	最大 遡上 高 (m)	影響 開始 時間 (分)	津波 到達 時間 (分)	最大遡上高(m)			
							5m	10m	20m	30m
宮古島市(平良)	宮古島	高野漁港	8.1	11.0	4	24	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
		島尻漁港	7.1	10.2	3	24	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
	大神島	5.6	6.9	5	26	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]				
	池間島	4.1	9.3	4	23	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]				
	宮古島	大浦湾	4.0	8.6	6	20	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
		平良港	6.1	9.1	15	24	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
宮古島市(下地)	宮古島	与那覇湾	5.5	7.9	15	29	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
		来間港	5.4	9.7	13	21	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
宮古島市(上野)	宮古島	宮国	4.2	9.2	5	15	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
宮古島市(城辺)	宮古島	友利	7.5	11.8	3	13	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
		保良	4.8	11.5	2	11	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
		浦底漁港	8.9	12.0	3	19	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
宮古島市(伊良部)	伊良部島	佐良浜	3.2	7.2	6	27	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
		佐和田	4.5	9.3	9	26	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			
		伊良部	6.4	9.3	10	32	[Bar chart showing 5m, 10m, 20m, 30m inundation]			



第1部 総則 第1章 総則

イ 最大クラスの津波

これまでの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。「沖縄県津波被害想定調査」(平成23・24年度)の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成23・24年度)津波浸水想定モデル一覧

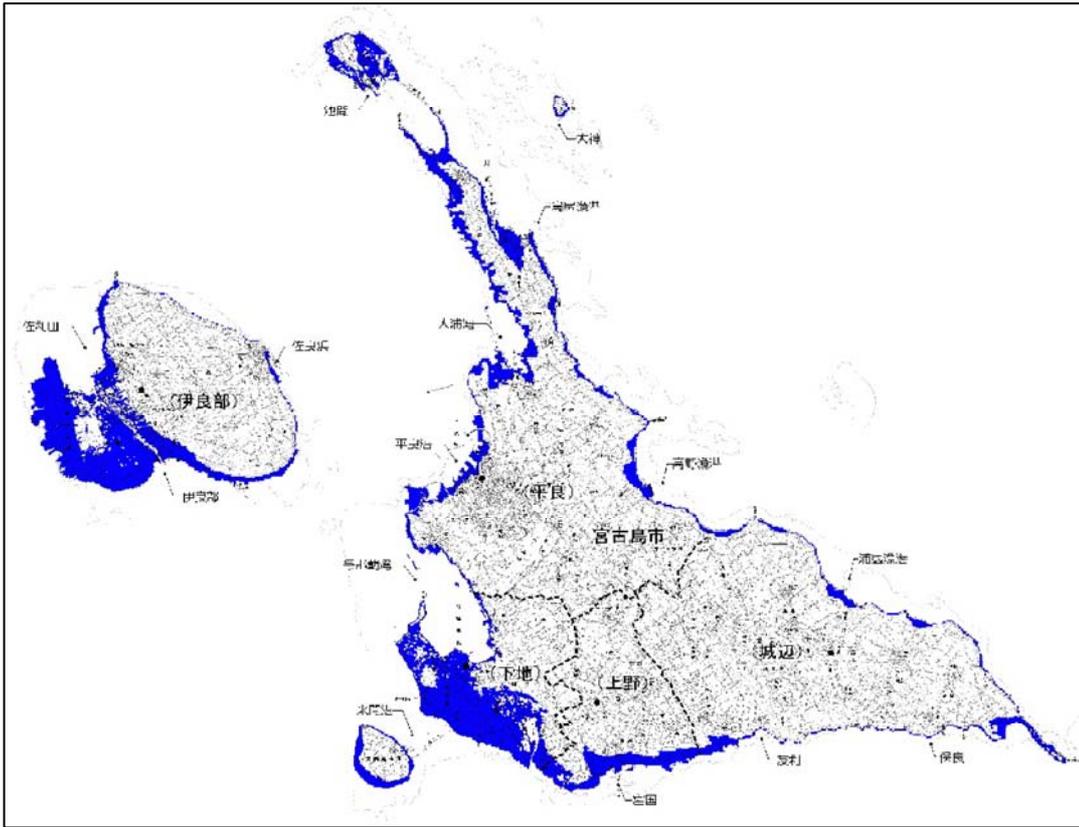
No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)	40km	20km	20m	7.8	
		15km	10km	90m	(※3)	
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

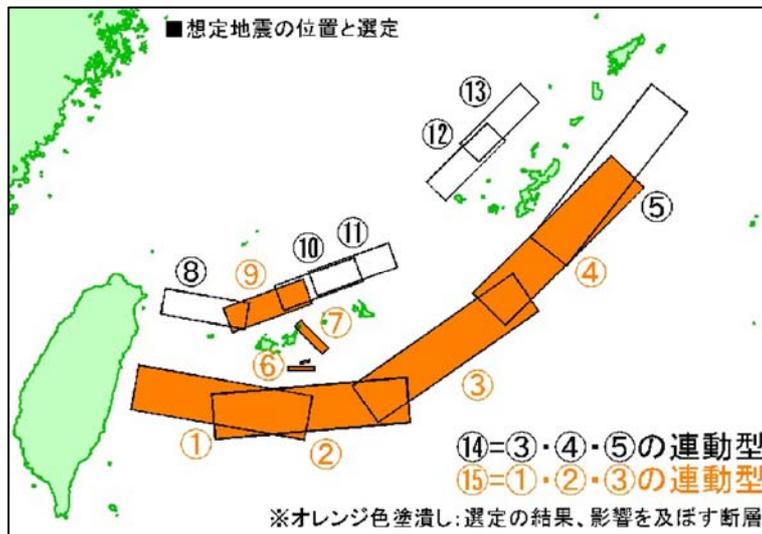
※2 ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

最大クラスの津波浸水想定結果(宮古・八重山諸島沿岸域)



市町村名	島名	No.	代表地点	沿岸 の 最大 水位 (m)	最大 遡上 高 (m)	影響 開始 時間 (分)	津波 到達 時間 (分)	最大遡上高(m)										
								5	10	15	20	25	30	35	40			
宮古島市(平良)	宮古島	1	島尻漁港	13.6	14.4	35	37	■										
		2	高野漁港	19.5	21.6	30	35	■										
		3	浦底漁港	19.6	18.2	25	28	■										
宮古島市(城辺)	宮古島	4	保良	23.2	23.6	15	17	■										
		5	友利	22.7	26.0	15	17	■										
宮古島市(上野)	宮古島	6	宮国	20.9	25.7	16	20	■										
宮古島市(下地)		7	与那覇湾	8.6	9.7	27	32	■										
宮古島市(平良)	宮古島	8	平良港	11	12.6	28	38	■										
		9	大浦湾	10.6	13.1	27	44	■										
宮古島市(伊良部)	伊良部島	10	池間	18.8	16.8	34	35	■										
		11	大神	15	16.6	34	36	■										
宮古島市(伊良部)	伊良部島	12	佐良浜	10.2	11.0	34	38	■										
		13	伊良部	24.3	23.4	22	31	■										
		14	佐和田	13.2	14.9	21	33	■										



第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、宮古島市、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体、及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 宮古島市

- (1) 市防災会議及び災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設及び設備の整備
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 公共的団体及び自主防災組織の育成、指導
- (5) 防災に関する教育訓練の実施
- (6) 消防、水防、救助その他の応急措置
- (7) 災害時における交通輸送の確保
- (8) 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置
- (9) 災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査
- (10) 災害時における保健衛生及び文教対策
- (11) 被災者に対する融資対策等の救済措置
- (12) 被災施設の災害復旧
- (13) 防災に関する調査研究
- (14) 地域の防災関係機関及び防災上必要な施設の管理者が実施する応急対策等の調整
- (15) 防災に関する組織の整備
- (16) 防災まちづくり事業の推進
- (17) 住民等への災害時の広報及び災害相談の実施
- (18) 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力
- (19) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 沖縄県（宮古事務所）

- (1) 防災に関する教育訓練の実施
- (2) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (3) 防災に関する施設及び設備の整備
- (4) 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置
- (5) 災害情報の収集・伝達及び被害調査
- (6) 消防、水防、救助その他の応急措置
- (7) 災害時の衛生及び文教対策
- (8) 災害時における交通輸送の確保
- (9) 所管の被災施設の災害復旧
- (10) 被災者に対する融資等対策
- (11) 市が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (12) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

3 沖縄県立宮古病院

- (1) 災害時における医療、助産、看護活動の実施
- (2) 被災者の応急対策

4 沖縄県警察（宮古島警察署）

- (1) 災害警備計画に関すること
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること

- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関する事
- (4) 交通規制・交通管制に関する事
- (5) 死体の見分・検視に関する事
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事

5 沖縄県（宮古保健所、宮古福祉保健所）

- (1) 災害時における管内保健衛生対策及び指導

6 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備

- ア 災害に関する情報の収集
- イ 災害派遣に関する計画の整備
- ウ 災害派遣に関する準備の実施
- エ 災害即応体制の維持向上
- オ 防災訓練への参加

- (2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事
- イ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事

7 指定地方行政機関

- (1) 宮古島地方気象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- イ 気象業務に必要な観測体制の充実と、予報、通信等の施設及び設備の整備
- ウ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災・報道機関を通じた住民への周知
- エ 緊急地震速報に関する周知・広報
- オ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力
- カ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等
- キ 県や市町村、その他の防災機関と連携した防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発

- (2) 宮古島海上保安署

- ア 海上における人命救助・財産保護活動その他救助を必要とする場合の援助
- イ 海上における治安の維持

- (3) 沖縄総合事務局平良港湾事務所

- ア 所管に係わる施設の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

- (4) 沖縄総合事務局宮古運輸事務所

- ア 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び指揮
- イ 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海の要請
- ウ 災害時における関係機関と運送荷役機関との連絡調整

8 指定公共機関

- (1) 日本赤十字社沖縄県支部
 - ア 災害時における医療及び助産の実施並びに救助用物資の確保についての協力
 - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施
 - ウ 義援金品の募集及び配分
- (2) 沖縄電力（株）離島カンパニー宮古支店
 - ア 電力施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
- (3) 日本放送協会沖縄放送局
 - ア 気象注意報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
- (4) NTT西日本（株）沖縄支店
 - ア 電信電話施設の整備及び災害非常通話の調整
 - イ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
- (5) （株）NTTドコモ九州沖縄支店
 - ア 移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (6) KDDI（株）
 - ア 通信施設の保全及び災害時における国内外通信の疎通確保
- (7) 日本郵便（株）沖縄支社宮古島支店
 - ア 災害時における郵政事業運営の確保
 - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
 - エ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分に関すること

9 指定地方公共機関

- (1) 沖縄県医師会宮古地区医師会
 - ア 災害時における医療及び助産の実施

10 公共団体（機関）その他防災上重要な施設の管理者

- (1) （社）高圧ガス保安協会宮古支部
 - ア ガス施設の安全、保全に関すること
 - イ 災害時におけるガスの供給に関すること
- (2) 報道機関
 - ア 災害状況及び災害対策に関する報道
- (3) 市社会福祉協議会
 - ア 市が行う防災及び応急対策への協力
 - イ 被災者の救護活動の展開
- (4) JA宮古支店、漁業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物及び漁業災害応急対策の指導
 - ウ 農漁業生産資材及び生活資材の確保斡旋

エ 被災農漁家に対する融資の斡旋

- (5) 宮古島商工会議所、宮古島市伊良部商工会
 - ア 市が行う防災及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
 - ウ 被災者の生活資材の確保についての協力

- (6) 危険物施設等の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備

第6節 市民及び事業所等の責務等

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

従って、災害対策基本法第7条「住民の責務」に基づき、以下に示すように市民及び事業所等は、積極的に災害防止に努めるものとする。

1 市民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の3日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (5) 防災訓練への参加
- (6) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (7) 家族及び近所の災害時要援護者等の避難支援
- (8) 災害廃棄物の分別
- (9) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 災害時要援護者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の災害時要援護者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 災害時要援護者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方考え方

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章の「第4節 災害の想定 2 地震及び津波の被害想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地方大地震による大津波などがあげられ、第1章の「第4節 災害の想定 3 津波の浸水想定」に示す地震・津波である。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。土砂災害については土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機等の大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 防災計画の方考え方

市、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討す

る必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

市、県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 離島及び市役所周辺の市街地を除く集落の多くでは、人口減少、集落の衰退、地域経済力の低下等がみられる。

都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障害者等の災害時要援護者（※）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、災害時要援護者関連施設の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から災害時要援護者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本市の経済力や観光を重要な地域振興策として強化する観点からも、本市の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、障害者、高齢者等の災害時要援護者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市の各施設、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本市において発生可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本方針

本市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、沖縄本島から離れ、離島が散在する地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、本市の自然的特性及び社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることが重要である。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下の通りである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

複合災害による厳しい事態の発生に対処できるように、最新の科学的知見を総動員して起こり得る災害及びそれによる被害を的確に想定し、可能な限りの備えを行う必要がある。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる必要がある。

さらに、住民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守るよう、住民の防災行動力の向上を促進するとともに、地域の組織や団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

その他、災害に強い地域経済を確保するため、企業や組織の事業継続、物資等の供給網の確保、相互支援の取組等を促進する。

以上を踏まえ、災害予防における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 災害に強い島づくり・まちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、市街地開発事業等による災害に強いまちの形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全性の確保及びライフライン機能の多重化・多元化等
- (2) 事故災害を予防するための安全対策の充実
- (3) 市民の防災活動を促進するための住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、市民の自発的な防災活動の促進、自主防災組織等の育成強化、ボランティアとの連携強化及びボランティア活動の環境整備及び企業防災の促進等
- (4) 予知・予測研究、工学的・社会的分野の研究を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- (5) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び防災訓練の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。

また、被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。

以上を踏まえ、災害応急対策における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、災害時要援護者や観光客等の避難支援及び災害未然防止活動
- (2) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時におけ

る広域応援体制の確立

- (3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- (4) 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動及び被災者等への的確な情報伝達
- (5) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と供給
- (6) 被災者の健康状態の把握、必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置及び廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- (7) 防犯活動等による社会秩序の維持及び物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- (8) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策及び二次災害の防止
- (9) 二次災害の危険性を見極め、必要に応じ住民の避難及び応急対策の実施
- (10) ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受け入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進することとし、災害復旧・復興における基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- (2) 被災施設の迅速な復旧とそのための広域応援
- (3) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- (4) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- (6) 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

4 その他

市、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は沖縄本島から離れ、離島が散在するなど、防災上不利な地理的条件があるほか、年間40万人近い観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分踏まえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を要する事項も多くある。このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 離島の条件不利性

大規模災害時には市内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、橋梁が通行不能となった場合には各離島への同時応援の困難等も予想される。

このため、沖縄本島から本市への応援や、石垣島・本土から本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- (1) 消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの整備
- (2) 被災・非被災市町村間の応援体制の構築
- (3) 各島の浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保
- (4) 自衛隊等によるヘリコプター輸送体制の確保
- (5) 自衛隊、海上保安庁による船艇・航空機を使用した情報収集、輸送体制の確保

2 本土への復帰の遅れ、市の小規模性等の条件不利性

本土への復帰の遅れ等により、県内の消防常備化率（沖縄県70.7%、全国平均97.7%）、消防団員数の人口比率（宮古島市0.17%、沖縄県平均0.12%、全国平均0.69%）及び自主防災組織カバー率（沖縄県6.6%、全国平均74.4%）等が全国最低の水準にある。

また、防災対策が遅れている現状を考慮し、以下のような防災体制・対策の充実・強化を推進する。

- (1) 消防団の拡充強化
- (2) 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援
- (3) 避難計画・ハザードマップ・災害時要援護者避難支援プラン等の作成支援、防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

※消防常備化率は全国消防便覧（総務省消防庁、平成22年1月）、消防団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率は消防白書（平成22年版）による。なお、宮古島市の消防団員数の人口比率平成21年版消防防災年報による。

3 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本市の人口密集地の大部分は海拔20m以下の沿岸部に存在するほか、津波の想定結果によると地震発生から10分程度で津波が到達する地区もある。

少なくとも、浸水想定区域外の高台や避難施設へ、津波到達時間内に避難できるように、また、津波到達時間までに避難が困難な場合は、浸水想定区域内の避難ビル等に避難できるように、以下のような津波避難対策を市内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- (2) 津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアル

の作成

- (3) 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
- (4) 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- (5) 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

4 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、市内（島内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、市、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも浸水想定区域外の高台や避難施設へ、津波到達時間内に避難できるように市内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備
- (2) 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- (3) 滞留旅客の待機施設等の確保

第4節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

(1) 本計画に基づき指定地方公共機関は防災業務計画を、市は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。

(2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して市内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。市が地域防災計画を見直すに当たっては本市の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

(3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するに当たっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。

(4) 市、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また他機関との連携を図り、以下の対策を実施する。

ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底

イ 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検

ウ 他の計画（総合計画、マスタープラン等）の防災の観点からのチェック

(5) 市、県及び指定地方公共機関等は、本計画、防災業務計画及び市地域防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。

(6) いどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

(7) 市、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。

また、市及び県は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

(8) 公共機関、公共的団体等は、本計画に示す措置、施策及び事業等について、それぞれの実情等に応じ実施するよう努める。

(9) 本計画は、本市の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

市防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

(10) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、災害時要援護者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

(11) 地区防災計画

ア 市防災計画は、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）につい

第1部 総則 第2章 基本方針

て定めることができる。

イ 地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

ウ 市防災会議は、遅滞なく、イの提案を踏まえて市防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

第 1 部 総則 第 2 章 基本方針